

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 4 年 5 月 20 日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 見積競争に付する事項

- (1) 調達件名 「健活企業カルテ」等の印刷および封入封緘等の業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書による
- (3) 調達期間 契約締結の日から令和 4 年 6 月 28 日まで

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 「プライバシーマーク」、「ISO/IEC27001」、「JISQ27001」のいずれかの認証を取得していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。

3. 契約者の選定方法

上記競争参加資格を満たし、当該見積競争に参加した業者のうち、最低価格かつ予算の範囲内（予定価格）で見積書を提出した事業者に決定する。

4. 仕様書の配布

- (1) 日時：令和 4 年 5 月 20 日（金）から令和 4 年 5 月 30 日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く
毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。
- (2) 場所：岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 1 号館 8 階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 東山
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。

5. 見積書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 4 年 5 月 30 日（月）17 時 15 分
- (2) 提出先 4. (2) に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。
郵送の場合は、書留郵便等到着状況を確認できる方法に限る。
- (4) 提出物
 - ①見積書
 - ②厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の取得を証明する資格審査結果通知書（写）
 - ③「プライバシーマーク」、「ISO/IEC27001」、「JISQ27001」のいずれかの認証取得事業者であることを確認できる書類の写し
 - ④会社概要（パンフレットでも可。なお、業務拠点を明確に確認できるものを添付のこと）

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 全額免除。
- (3) 見積書の無効
本公告に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者、見積書及び提出物等に不備があった者は、無効とする。
- (4) 質疑
委託業務の内容や留意事項については仕様書に記載しているので、必ず確認すること。また、仕様書や委託内容に質疑がある者は、令和 4 年 5 月 27 日（金）まで直接あるいは電話等でも質疑可能とする。
- (5) 契約書等の作成 請書要。
- (6) その他

- ・見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会岡山支部宛提出すること。記載漏れ、押印漏れ、判読不能のものは無効とする。
- ・提出後の見積書の差替え、変更または取り消しをすることはできない。
- ・最低価格かつ予算の範囲内の価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する日時場所において見積参加者にくじを引かせて決定する。
- ・ただし、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ・見積競争結果については、決定後速やかに参加者に電話連絡する。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。